

石川県立田鶴浜高等学校仮設校舎の賃貸借に関する質問と回答

項番	項目	内容	回答
1	-	工期が短いように思われますが、申請は提出済みであり、関係部署や学校との協議等は済んでいるものと考えてよろしいですか。	仮設校舎の設置に際し、申請は未提出ですが、特定行政庁とは仮設建築物に対する制限の緩和（建築基準法第85条第2項）の適用を前提に協議しています。ただし、最終的に適用されるか否かは受注者の仕様等を踏まえ、判断されるものと考えています。なお、学校とは必要諸室の協議等は概ね終了しています。
2	-	図A10、11にて当該解体・改修は今回入札する金額に含めないとあり、管理棟に赤字で解体と明記されていますが、解体費用はどのように考えればよろしいですか。（参考資料の為解体費は全て含むのか、管理棟の解体のみ別途となるのか）詳細をご指示ください。	本賃貸借の入札においては、管理棟、普通教室棟及び渡り廊下の建設、賃貸借及び解体を費用に見込んでください。
3	-	当該敷地におけるボーリング調査結果より地盤補強を想定となっておりますが、地盤調査の費用は含み、調査の結果地盤が弱かった場合の地盤補強の費用は別途という解釈でよろしいですか。	必要に応じて、地盤補強の費用を見込んで入札願います。
4	-	上記含まれる場合、地盤調査データがない状態では費用の算出ができません。入札の公平性を保つ為、地盤改良の工法及び必要数量（範囲）の設定をお願いします。	地盤調査データを添付します。地盤改良の工法及び必要数量（範囲）は各メーカー仕様により異なるため、こちらからの設定は想定していません。
5	-	地盤改良が必要となった場合、リース満了後の改良部の撤去は不要でよろしいですか。	固化材を用いる地盤改良を実施する場合、リース満了後改良部の撤去を見込んでください。
6	-	基礎はメーカー仕様（H鋼）基礎での対応でもよろしいですか。	必ずしもRC造布基礎に限りませんが、同等程度の性能を求めると共に、仕様書P26の通りに建物の安全性には配慮ください。